

## 旭川市タブレット等利用規約

### 1 貸付けの対象者

障害福祉課が所有するタブレット（附帯する機器を含みます。以下「タブレット等」といいます。）の借受けができる者は、次のとおりとします。

- (1) 市内に居住する聴覚障がい者等及びその家族
- (2) 聴覚障がい者等で構成する団体
- (3) 聴覚障がい者等に対する意思疎通の手段として遠隔手話サービスを必要とする個人若しくは団体
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

### 2 貸付期間

貸付期間は、遠隔手話サービスの実施期間内（運搬及び回収日を含みます。）とし、許可された用途以外で継続して使用することはできません。

### 3 貸付料

貸付料は、無料とします。

### 4 借受けの申請

タブレット等の借受許可を受けようとする者は、障害福祉課に予約状況の確認を行い、タブレット等の使用を希望する7日前までに、「タブレット等借受許可申請書（様式第1号）」を持参又は郵送により提出する必要があります。

### 5 貸付けの条件

タブレット等の使用目的が、次のいずれかに該当する場合は、貸付けできません。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

### 6 貸付けの決定

貸付けの可否を、「タブレット等貸付許可書兼通知書（様式第2号）」により通知します。「タブレット等貸付許可書兼通知書（様式第2号）」の交付を受けたときは、「タブレット等貸付許可書（様式第3号）」を提出する必要があります。

### 7 貸付け及び返却について

タブレット等の貸付け及び返却は、原則郵送により行います。借受及び返却は借受人自らが行ってください。

なお、タブレット等の貸付け及び返却に係る費用は、旭川市の負担となりますので、原則借受人に費用負担は発生しません。

### 8 借受人の責務

借受人は、タブレット等の貸付期間中は、善良なる管理者の注意をもって管理するほ

か、使用に当たって次の事項を遵守してください。

- (1) 許可された用途以外には使用しないこと。
- (2) 使用場所において必要となる調整等は、借受人自らが行うこと。
- (3) 他に譲渡し、又は転貸ししないこと。
- (4) 営利目的に使用しないこと。
- (5) 使用場所の状況により汚損する可能性がある場合には、使用しないこと。
- (6) その他障害福祉課から指示等があった場合はその内容を遵守し、安全に十分注意すること。

#### 9 貸付けの取消し

貸し付けたタブレット等を旭川市が緊急に使用する必要が生じたとき、又は借受人がこの規約に違反したときは、貸付けの許可を取り消し、返却させることがあります。

#### 10 損害賠償の責任

借受人は、タブレット等を損傷し、又は滅失したときは、旭川市の指示に従って現状を回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。ただし、天災、その他借受人にその責任がない場合は、この限りではありません。

#### 11 タブレット等の使用中の事故

タブレット等の使用中に発生した事故又は第三者への損害については、旭川市は一切の責任を負いません。

